

## 訓 令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一事務局職員の任免に関する事務の項事務局長専決事項の欄30の次に次のように加える。

31 事務局長、参事及び副事務局長の在宅勤務に関すること。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄4中「第三項」を「第二項」に、同欄5中「第四項」を「第三項」に改め、同欄6を削り、7から19までを6から18までとする。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄16中「第一号又は第二号」及び「通勤が困難であると認め又は」を削り、「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用により得られる通勤事情の改善が相当」を「を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄17中「第六条」を「第五条」に、「第三号又は第五号」を「から第六号」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄28から38までを29から39までとし、27の次に次のように加える。

28 特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）第六条第二項第五号の規定に基づき、同項第一号から第四号までに規定する職員との権衡上必要がある職員として認めること。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄19中「第六条」を「第四条」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄30中「第六条」を「第四条」に、同欄33中「第九条」を「第七条」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄18の次に次のように加え、19から80までを20から81までとする。

19 課長以下の職員の在宅勤務に関すること。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。